

竹原市民生産業委員会

令和2年6月12日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第51号 竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて
- 2 議案第52号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 3 議案第53号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 4 議案第54号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 5 議案第55号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 6 議案第56号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 7 議案第57号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 8 議案第58号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 9 議案第59号 財産の無償貸付けについて
- 10 議案第60号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第62号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第63号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第64号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 1 4 議案第 6 5 号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 1 5 議案第 6 6 号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 1 6 議案第 6 7 号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

(令和2年6月12日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
今 田 佳 男
松 本 進
道 法 知 江
山 元 経 穂
下 垣 内 和 春

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会議務局長 住 田 昭 徳

議会議務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	影 田 康 隆
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
社 会 福 祉 課 長	沖 本 太
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 課 長	松 岡 俊 宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長	國 川 昭 治

午前9時56分 開会

委員長（竹橋和彦君） 皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言いただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答の質疑を行った後に、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは質疑の終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第2回定例会の民生産業委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さんおはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様にはお忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第51号から議案第60号及び議案第62号から議案第67号の16議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行っていただいで結構です。

議案第59号財産の無償貸付けについてを議題にします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、議案第59号財産の無償貸付けについて御説明をいたします。

議案書の49ページをお開きください。

また、位置図につきましては、参考資料34、35ページをごらんください。

議案第59号財産の無償貸付けについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて議会の議決を求めるものがあります。

無償で貸し付ける財産につきましては、所在は竹原市港町3丁目1030番12、種別は土地、地目は雑種地、面積は3,044平方メートルで、無償貸付けの期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までとし、相手方は竹原流通センター株式会社でございます。現在無償で貸し付けております土地につきましては、基本的には竹原流通センター株式会社に売却するものでございますが、同社は市場及び関連店舗を建設し、関係業者へそれぞれ貸し付け、その家賃収入をもって運営を行っているところであり、老朽化が進んでいる施設の大規模修繕や昨今の地域における経済情勢も考慮いたしますと、売却または有償貸付けをした場合においては、今後同社の経営が極めて困難となることが予想されます。このため、令和7年8月31日まで引き続き無償貸付けを行い、同社の経営安定に資するとともに、市場開設の目的であります生鮮食料品の安定供給と流通の近代化による消費者物価の安定に寄与しようとするものであります。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 議案第59号のことについて確認をしながら聞いていきたいのですが、ただいま財政健全化計画の真っ最中ということで、その中でもうたっています使用料とか手数料の適正化云々かんぬんということを言われて、実際できる分はやっているとありますが、この無償貸付けの部分については、これは当てはまるんですか、当てはま

らないんですか。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 本議案につきましては、無償貸付けということで提案をさせていただいているところでございますが、竹原流通センター株式会社につきましては、本定例会におきまして経営状況の報告をさせていただいたところでございますけども、現在の状況では、資産といたしまして流動資産が1,250万円強、また流動負債が約970万円程度というような状況になっております。市といたしましても、まずは売却について検討させていただきましたが、現在の当該土地については、固定資産税評価額が約5,200万円程度ということでありますので、売却した場合についてはこの程度の金額が売却額になるかということで考えておきまして、これを考慮いたしますと、売却をすることは非常に同社を経営圧迫するのではないかという判断をいたしましたところでございます。

また、有償貸付けにつきましては、固定資産税の課税標準額から算定いたしました場合には、賃借料が年額約160万円という試算でございます。このことを踏まえまして、現在の流通センターにおきましては、青果棟であります屋根の方が雨漏りをいたしておきまして、今後将来大規模修繕が必要であるというふうに考えております。この大規模修繕の費用についても、都市整備課の方で設計をいたしましたところ、約2,300万円ということで費用の積算をしております。これ以外にも、小規模修繕等も毎年必要であるということで考えておりますので、有償で貸し付けた場合においても、やはりこの同法人の経営を圧迫するのではないかという、これらのことを考慮いたしまして、5年間無償貸付けということで今定例会に提案させていただいたものでございます。

そういう観点から、今回の使用料の適正化については、当たらないということで考えているところでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 屋根の修繕であるとか、今後においても、もし買い取ってもらう場合でも経営圧迫につながるから、今のテナント料で何とかそういったもので貯金をしていて、修繕をしていくということですよ。それはわかりました。

ですが、たしか年間で言うと大体500万円ぐらいのテナント料が市に入ってくると。これはすぐ貯金に回っているというふうなことも伺ったんですが、将来的に、というのは無償貸付けの期間が昭和55年からずっと現在に至っているわけで、このことについては

その時のいろんな事情であるとか背景があったからずっと続いていると思うのですが。それで、今後においても経営の安定を引き続き目的とするならば、もう永遠にこれをずっと無償貸付けでやっていくのかどうかというのを伺いたいです。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 同法人につきましては、平成30年までは施設の借入償還ということで、ずっと実は預貯金がなかなか少ない状況の中で借入返済を行ってきておりまして、昨年度からこういう形でしっかり預金をしていこうということで、現在流動資産では約1,200万円程度まで来たところでございます。

こうした中で、大規模修繕の屋根修繕が2,300万円ということで積算しておりますので、まずはこれに対する準備をして、一定大規模修繕が可能な範囲まで預貯金等が確保できれば、やはり有償貸付けを検討していきたいと考えています。

以上です。

委員（川本 円君） わかりました。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 基本的に55年に建設をして、無償貸付けしたというのは、地方卸売市場法に基づく生産者、流通、それから消費者、これとの関係でなかなか現実問題として、取得したり、あるいは有償の貸付けを受けるというのが、もう本来当初から無理だったのよ。それで、何が言いたいかというと、この地方卸売市場法に基づく、その市場の設置を竹原市がやめると言うのなら、土地の処分等はほかのところではできるかもわからないけど、現実的に今の生産者の状況とかいろんな状況を考えれば、現実問題として地方卸売市場法に基づく流通センターがある限りは、今の状況を続けざるを得ないのだろう。それについてはっきり答弁してくれや。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 委員御指摘のとおり、確かに市場法に基づきまして設置しているものでございまして、現在におきましても、借り受け人が約56人程度、また出荷者についても26人が利用している状況でございます。

やはり本市の第1次生産者の支援あるいは生鮮食料品の安定供給という観点を踏まえますと、引き続き無償貸付けが必要であるというふうには考えているところでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） だから、要はもともとの質問というのは、財政健全化計画に当てはまるのか当てはまらないのか、そこだけびしっと答弁すればいいじゃない。今までも流通センターについてはいろいろ議論はあったが、現実問題としてできないわけだろう。それで、有償化するような状況にあるかといったら、ない話だ。それでもっと言うならば、島嶼部も含めてだが、島嶼部は別にしても、竹原市内の農業生産者の状況を言えば、竹原市の農業政策の無策が今の流通センターの問題の長期低迷を生んでいると言っても過言ではない。そうした反省も踏まえて、簡潔に答弁しないとイケないわ。

以上です。答弁いいよ。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第67号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

担当者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 次に、議案第67号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案書では71ページになりますが、議案等補足説明資料によりまして説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、資料1をごらんください。

まず初めに、この条例案の概要についてでございます。

広島県及び県内市町が地域再生法第5条の規定によって、共同で策定している地域再生計画が変更され、事業者の認定期限が延長されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

ここで地域再生計画について説明をさせていただきます。

平成27年6月の地域再生法の改正によりまして、本社機能の移転または拡充等を行う事業者に対する地方拠点強化税制が講じられたことになったことから、この制度の活用に向けて地域再生計画を広島県及び県内市町で策定し、平成27年10月2日付けで国からの認定を受けたものでございます。

これによりまして、広島県において本社機能等特定業務施設の新設、増設を予定している事業者が課税特例等の優遇措置を受けるための地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を行っており、本市において、認定された事業者に対して固定資産税の不均一課税を実施しているところでございます。

次に、3の改正までの経緯、地方再生計画の変更でございますが、広島県及び県内市町が変更した地域再生計画が令和2年3月31日付けで内閣総理大臣の認定を受け、各事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日から令和4年3月31日まで2年間延長されたところでございます。

4の条例改正の内容についてでございます。

条例で規定しております地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限につきまして、先ほどの計画変更に合わせて平成32年3月31日から令和4年3月31日に延長するものでございまして、これによりまして企業が同計画を作成し、延長した期間において県から認定を受けた場合、これまでと同様に3年間の不均一課税の適用を受けることができるようになるものでございます。

なお、これまでの固定資産税の不均一課税の適用状況については、表のとおりでございますけれども、竹原工業・流通団地に立地をいたしました株式会社シーエックスアール、こちらの事業所については非破壊検査施設を工業団地に設置をいたしましたので、これを認定適用いたしまして、平成29年から平成31年までの3年間の間、固定資産税の不均一課税を適用したものでございます。影響額については478万7,000円でございます。

なお、条例改正の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第51号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてから議案第58号竹原

市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） 農業委員会が提案いたします議案について説明をさせていただきます。

議案第51号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてでございますが、これと関連いたしますので、議案第52号から議案第58号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてもあわせて説明をさせていただきます。

議案書では33ページから48ページになりますが、議案補足説明資料を使いまして説明をさせていただきます。

説明資料2ページ、資料2をごらんください。

まず、1の要旨といたしましては、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めるとともに、農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めらるるものでございます。

次に、2の内容でございますが、次期委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第9条の規定によりまして、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員となろうとする者の募集を実施し、選考委員会において候補者を選考いたしました。同法第8条第1項の規定による認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の人数が委員の過半数に達していないため、同法施行規則第2条の規定に基づき、定数7人のうち2人以上を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするよう要件を緩和するとともに、委員の任命につき議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、議案第52号から議案第58号までの農業委員会委員候補者につきましては、次の表のとおりでございます。認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者は、候補者7人中3人となっております。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

地域振興部，農業委員会は，退室いただいて結構です。

議案第60号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは，議案第60号の御説明を申し上げたいと思います。

説明の方は，議案参考資料の方を使って御説明申し上げますので，資料37ページの方をお開きいただければと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

提案の要旨につきましては，竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を改定するものでございます。

改正内容につきましては，竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を日額2万600円から日額2万800円に改めるというものでございます。

口頭で改正の理由について補足をいたしますと，改正の理由につきましては，広島県の報酬が引き上げられたことに伴いまして，報酬額を同額という形で改定するものでございます。この広島県の報酬と合わせるその必要性でございますが，この法人指導監査業務につきましては，そもそも都道府県の方で実施をしていたものを，平成25年度から法定移譲という形で市町村で実施することとなりました。その際，各市町村で報酬額を定める必要が生じたわけでございますが，業務内容につきましては，それまでやっていた県の指導監査専門員と同じ内容であるということから，広島県が示しました報酬額に各市町が合わせたという，そういった経緯がございます。こうしたことから，報酬におきましては県の報酬水準に合わせる事が妥当と考えており，今般県におきまして人事院勧告を経て見直された報酬額に合わせるものでございます。

以上が議案第60号の説明でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第64号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは続きまして、議案第64号の御説明を申し上げたいと思います。

議案参考資料の51ページの方をお開きいただければと思います。

竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

提案の要旨につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、連携施設の確保に関する要件が緩和されたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

改正理由を口頭で補足いたしますと、子ども・子育て支援法に基づくこうした事業に位置づけられる特定地域型保育事業の運営につきましては、市町村が実施主体であるということから、市が条例において基準を定めることとなっております。市が定める条例につきましては、国が定める基準を基本として定めておりました、今般その国の基準が改正されたことに伴い、本市条例の改正を行うというものでございます。

主な具体的な改正内容でございますが、参考資料を1枚めくっていただいて新旧対照表の方で御説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表の52ページでございますが、まずこの第42条の第1項の部分に、特定地域型保育事業を行う者は必要な教育、保育が継続的に提供できるように連携協力を行う連携施設を確保することが必要というふうに定めております。

その下、(1)から(3)、1号から3号まで略となっておりますが、その3号の方に連携協力の内容の一つといたしまして、当該事業の提供を終了する時は、連携施設で受け入れて、継続して教育、保育を提供すること、そういったことを義務づけるという形とな

っております。

そうしたことに對しまして、今回の改正でございますが、第4項といたしまして、こうした義務づけに對して、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育または保育が提供されるよう、必要な措置を講じている場合など適用を除外する、そういった事項を新たに規定をしております。

第5項の方に、こうした適用を除外した際の代替策となる事項を定めて、新たに規定をするものという形となっております。

53ページの方の第42条の第8項の方です。満3歳以上の幼児に係る保育を実施している保育所型事業所内保育事業者は連携施設を確保しなくてよいということを新たに規定をするものでございます。

このたびのこの条例改正による本市の影響でございますが、現在本市においては、この特定地域型保育事業への参入事業者がいらっしゃらないということから、現時点におきましては、当該改正によって特に影響が生じるものではございませんので、よろしく願いいたします。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないので、次に参ります。

議案第65号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは続きまして、議案第65号の御説明を申し上げたいと思います。

資料の55ページの方をごらんいただければと思います。

竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

提案の要旨につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、連携施設の確保に関する要件の緩和や居宅訪問型保育事業における保育の提供に関する基準が明確化されたことなどに伴いまして、必要な規定を整備するものでございます。

こちらの改正理由も、口頭で補足をいたしますと、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、児童福祉法におきまして市町村が条例を定めるということとなっております。この市が定める条例につきましては、国が定める基準を基本として定めておりまして、今般その国の基準が改正されたことに伴い、本市条例の改正を行うものでございます。

主な具体的な改正内容でございますが、先ほどと同様、新旧対照表で御説明を申し上げたいと思います。

資料を1枚めくっていただきまして、56ページの方をごらんいただければと思います。

こちら、先ほどの議案第64号とほぼ同じような内容となっております。こちらの条例第6条、こちらの方も第6条、略となっているのですが、その中に家庭的保育事業等を行う者は必要な教育・保育が継続的に提供できるように、連携協力を行う連携施設を確保することが必要となっております。その第6条の第1項の第3号、これも略されておりますが、連携協力の内容の一つといたしまして、当該事業の提供を終了する時は連携施設で受け入れて、継続して教育・保育を提供すること、そういったことを義務づけております。

先ほどの議案第64号と同じように、今回新たに条例第6条第4項において、こうした義務づけに対して適用を除外する事項を新たに規定するというものと、同条第5項の方に、こうした適用除外をした際の代替策となる事項の規定をするというものでございます。

それで続きまして、新旧対照表の57ページの下から58ページになります。

条例第37条第1項第4号においては、居宅訪問型保育事業について保育を提供できる対象を明確化する内容を新たに加えているというものでございます。第45条の方においては、満3歳以上の幼児に係る保育を実施している保育所型事業所内保育事業者は連携施設を確保しなくてよいくることが新たに規定として加わっております。

経過措置につきましては、条例施行日から10年を経過する日まで、事業所内での調理

設備の整備，調理員の配置について適用しないことができること，また連携施設確保に關しまして経過措置期間を5年から10年に延長するというものでございます。これにつきましても，このたびのこの条例改正に対する本市の影響でございますが，先ほどの条例改正と同じように，本市において家庭的保育事業等への参入事業者は今のところいらっしゃいませんので，現時点におきましては当該改正によって特に影響が生じるものではございません。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので，次に参ります。

議案第66号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは続きまして，議案第66号の御説明を申し上げます。

資料の61ページの方をごらんになっていただければと思います。

竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

提案の要旨でございますが，放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準の一部が改正をされまして，放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が追加されたこと等に伴い，必要な規定を整備するものでございます。

改正理由を口頭で補足いたしますと，放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準につきましては，児童福祉法におきまして市町村が条例を定めることとなっております。市が定める条例につきましては，国が定める基準を基本として定めており，今般その国の基準が改正されたことで，本市条例の改正を行うというものでございます。

改正の内容でございますが，厚生労働省令の基準に合わせまして，放課後児童支援員の資格要件である認定資格研修に指定都市及び中核市の長が実施する研修を追加するということ，また大学制度に専門職大学が設けられたことから，前期課程の修了者についても放

課後児童支援員の資格要件の対象とするというものでございます。

この条例改正による本市への効果、影響というものでございますが、今後における明確な効果を見込むことは困難ではあります。これまでこの研修については、広島県が行う研修だけが認定資格研修でございましたが、それに加えて、広島市、福山市、呉市が行う研修会が追加されるということで、資格取得の機会が広がるということとなります。こうしたことを踏まえ、放課後児童支援員の育成が進むことが期待されることから、本市が必要とする人材確保も容易になるのではないかと、そのように考えております。

以上が議案第66号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 1点だけ確認させてください。

まず、改正の内容については、支援員の資格要件の間口が広がったというふうに思うのですが、今現在、竹原市にある放課後児童クラブの施設内でその資格的要件であるとかそれに付随した加配であるとか、人員的な支障が出ている、人数が足りないであるとか、そういうのは実際あるのですか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） 現在、この指導員の設置要件については、各教室に2名、ただしそのうち1名を補助員にかえることができとなっております。現在の配置状況については、各放課後児童クラブの教室に各2名の支援員を配置しているという状況でございます。

人員確保については、やはり放課後児童クラブの支援員だけではなくて、いろんな福祉制度関係に関しては人材を確保するのがなかなか難しいという状況がございますので、この放課後児童クラブの支援員についてもなかなか確保は厳しい状況とはなっておりますが、今のところは必要人数を確保してこの事業を運営をしているというところでございます。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第63号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） それでは、議案第63号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料47ページをお開きください。

まず、提案の要旨でございますが、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者層に対する介護保険料の負担軽減措置を拡充するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、平成27年度から消費税率の引き上げによる公費を財源とした低所得者の介護保険料の軽減強化の仕組みが新たに創設されておりますが、今般令和2年度からの消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるものであります。

改定後の保険料率につきましては、第1段階を2万6,550円から2万1,240円に、第2段階を4万4,250円から3万5,400円に、第3段階を5万1,330円から4万9,560円に減額するものであります。

次に、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年度分の保険料から適用するものです。

根拠法令は、介護保険第125条となります。

議案第63号の説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は。

官原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えてほしいのだけど、第1段階、第2段階、第3段階、それぞれの該当者数は何人か教えて。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） これは見込みの数字でございますが、第1段階が1,66

9人、第2段階が1,095人、第3段階が994人、合計で3,758人でございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ありがとうございます。

こうやってみると、なかなか介護保険料も厳しい。何か竹原の貧しさというか、いやいや市民全体の所得の貧しさというのが、よくわかるわね。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

福祉部は、退室いただいて結構です。

暫時休憩、50分まで。

午前10時38分 休憩

午前10時46分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第62号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

建設部建設課の案件につきましては、議案第62号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案書につきましては55ページ、議案参考資料につきましては41ページとなっております。

それでは、議案参考資料により御説明をさせていただきます。

本条例改正は、現在設置しております竹原港駐車場及び北崎仮設駐車場を市営駐車場として有料化を図り、港湾施設利用者の利便性向上につながるよう適正に管理運営するものでございます。

改正の内容につきましては、竹原港市営駐車場及び北崎市営駐車場を追加し、月極めの使用料といたしまして、竹原港市営駐車場にあっては月額6,000円、北崎市営駐車場

にあつては月額4,000円を新たに規定するとともに、時間利用については従前の規定に基づき規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年11月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、駐車場の件、港湾の、質疑をさせていただきます。

まず、それぞれ月額6,000円、4,000円、この辺については妥当かなと、近隣の駐車場と比べてもその辺なのかなというところではあるのですが、11月からの使用開始ということではあったのですが、それまでのタイムスケジュール、例えば工事とか、一番気になるのは車の撤去です。先日もちょっと行って見たのですが、また増えて、本当に出られない車がいるのではないかと詰り詰りでやっています。

副委員長が言われたように、北九州のナンバーもあつたりとか、ここ七、八年全く動いてない車もあるような状況ですが、そういった全く動いていない所有者の把握とか、これまでにその方々に今後どういうふうに撤去をお願いしているのか、これからいくのか、また工事がいつごろから始まるのか——議会在終わってです——そういったところを詳しく聞かせていただきたいというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

スケジュールについての御質問でございました。

まず、スケジュールにつきましては、本定例会におきましてこちらの竹原市駐車場設置及び管理条例の改正が議決されたということになれば、速やかに駐車場の管理を行う事業者を公募いたしまして、契約を締結したいというふうに考えております。その後、事業者がゲートなどの機器を製作し、こちらが時間貸しだけでなく、今の月極めという、そういう内容を備えた機器を設置する必要がありますので、そういった製作期間でありますとか、現地に設置するそういう期間、また並行して地域の皆様でありますとか、駐車場利用者に対しまして有料化を周知する、そういった期間が必要であるということ、またそれから月極め利用の募集を行うことが必要であるということを考えております。

特に機器の設置工事につきましては、8月の里帰りでありますとかそういったところで駐車場が混雑をする、そういう状況があるということを考えていたしまして、そこは避ける必要があるということで、それ以降に工事の方は行っていきたいというふうに考えております。

それから、港湾駐車場と今の北崎市営駐車場跡地の工事を交互に行うなどをして、車の移動とかそういったことを踏まえて、利用者になるべく不便をかけないように配慮したいというふうに考えております。

有料化の開始に向けましては、先ほど御質問にありましたが、長期に駐車している車両等に対しましては今勧告を行っておりましたので、その車両もある程度もう特定できているというところで、次のステップとしてそういった不法に駐車している車の撤去であるとか、そういったところの次の取組を行っていきたいというふうに考えております。

そういったことを総合的に踏まえまして、こういった準備作業に4カ月程度はかかるというふうに考えておまして、11月の供用開始を予定しているというところでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） いろんなことで、8月以降から工事ということで、お盆以降ということだと思っておりますけど、11月になるということですが、私がちょっと懸念しているのは、長期にとめてある車ですよね。これまでも勧告をします。でも、一切受け付けていないといった中で、本当に撤去していただけるのかなど。もしこれ撤去していただければ、竹原市としてはどういふふうな、強制的な撤去になるのだとは思っておりますけれど、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 今、段階的には、所有者の撤去指導というところで、勧告書を通知しているというところでございます。その後、所有者への撤去命令として命令書という段階になりまして、その後所有者への戒告通知という戒告書を渡します。そこで、所有者が自主撤去ということになればそれで済むのですが、そうでなければ次は行政代執行ということで、車両の撤去をこちらの方で行うということとなっております。その手続等は、今の県の西部建設事務所東広島支所と連携をしながら行っていくということとなっております。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） それともう一点、この所有者が竹原市の方でない、例えば大崎上島の方の可能性もありますよね、正直。1台軽バンが物置みたいな形で使われてる車を置いてあるのをずっと見ているのですけど、どちらかわからないですよ、私は。だけど、そういった場合、大崎上島の住民の場合はどうのように対処をされるんですか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） この場合、有料化の駐車場の件につきましては、大崎上島町との連携も当然行っておりますし、こちらの今回の6月議会、有料化に向けての条例改正、そういった内容も情報共有する中で、大崎上島町の建設課の課長さんとも連携をとらせてもらっております。そういったところを窓口でその辺は対応していきたいというふうに考えております。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） そうですね。8月後半から速やかに工事に入れるように、スムーズに車の撤去を行っていききたいというふうに思います。

またちょっと違った観点から御質問させていただくのですが、補正予算案の概要の方からなのですが、4ページに今後の委託料とか光熱費、リース料とか、工事費は別としても、これおそらく5カ月ぐらいの令和2年度の例えば11月から3月まで、これを1年通した時にどれぐらいになるのかなというのを教えていただきたいのですが、その辺わかればよろしくお願いします。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長、大丈夫ですか。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） これは、債務負担行為でも見積書で一応財政課の方に出しているのですが、年間を通しますと大体564万円というふうに見込んでおります。

委員（高重洋介君） あと、機器リース料というのは。

建設課長（松岡俊宏君） そういったリース料とかも全部含めた上での金額がそういった564万円というふうになっております。

委員（高重洋介君） では、この債務負担行為の2,820万円を5で割る数字ですよ、ね。

建設課長（松岡俊宏君） はい。

委員（高重洋介君） わかりました。

この業務委託料があるじゃないですか。駐車場の管理の業務委託ということなのですが、この業務内容を教えていただければ、お願いします。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） まず、機器のリース代、それから機器の保守代、それから駐車場のトラブルの対応業務、それから料金の收受業務、そういったところを踏まえまして今のそういった金額になっているところでございます。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ということは、この機器のリースをする方が業務委託をするという考え方でよろしいのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） はい、そういうことになります。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 機器の例えば修理とか故障とかいろいろ出てきた時に、業務委託、リース会社が全部を補ってやるということ。

建設課長（松岡俊宏君） そう、業務委託なので。

委員（高重洋介君） ただ、ここへずっと張りついているわけではないではないですか。ほかの業務委託であれば——例えばですよ——ちょっと違うかもしれないけど、道の駅の指定管理なんかであれば年間750万円か800万円か、そこらですよ。で、ずっと従業員を雇ってやられるわけではないですか。火葬場であれば480万円ぐらいで、2人ずつというわけではないですか。その中で、この年間564万円がどうなのかなというような思いがあるのですが、その辺についてはどう思われますか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 今回月極めの駐車場でありますとかこういった形での駐車場の新たな整備といいますか、そういったのも初めてということもありまして、業者何社かの見積もりでありますとかこういった業務内容を踏まえて、こういう形の金額になっているところでございます。

それから、例えば駐車場のトラブルの対応等につきましても、常時そこに誰がいるのかというわけではなくて、監視カメラをつけて遠隔操作というのですか、例えば料金、バーが詰まったりとか何とかした場合も遠隔操作でその辺がすぐ対応できるとか、あるいは周辺にいる駅前の方に警備会社があるのですが、そこと業務提携を結んで、その会社の

方が何かあればそこへ駆けつけていただくと、そういった形になっております。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） わかりました。

例えば新町の駐車場，ここも500万円は出ていると思うのですが，ほかの業務委託に比べて業務内容が少ない割には正直委託料が高いというイメージがあるのですが，その辺はまたこの機械のリース会社ありきではなく，最初にやっぱりしっかりとお話をさせていただいて，少しでも，安ければいいというものではないのですが，できるだけその辺もいろいろな勉強をしていただいて，スムーズに11月から開始ができるようお願いしたいと思います。

何かあればお願いします。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 済みません。いろいろうちの方がまだ，初めてということもあるので，そういう細かいところを精査しながらしっかり11月1日に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございます。

井上委員。

委員（井上美津子君） 今，募集とか周知とかというところは，市の方がやられるということの確認でよろしいでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 募集というのは，月極めとかそういったところの部分ですか。

委員（井上美津子君） そうです。

建設課長（松岡俊宏君） そちらの方は，今業務委託として出してやっていただくようになりますので，うちが直接するわけではございません。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） わかりました。

もう一つ。北崎の住宅のところの駐車場になるのですが，その駐車場にはそのまま駐車場として整備をされて，今のところ，60台ということだったので，その土地については舗装されるとかいろんな準備があると思うのですが，その点についてお聞きしたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） あちらの北崎の方は、今も実際へこんで水がたまっていたりとかするのですけども、ある程度、ならすぐらいの整備を一応させていただきまして、駐車場の区画については、例えばロープであるとかそういった形で極力お金をかけないような形で整備していきたいというふうに考えております。

舗装の方は、かなり金額がぐっと上がりますので、そこは考えておりません。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） わかりました。

しかし、そういうロープを張っているというような状況だとは思いますが、監視カメラをつけるとかという話もちよっと今お聞きしたのですけども、こちらの方にも監視カメラをつけられて、不法侵入とか駐車というところを管理するという事でよろしいのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） ええ、そういうふうに監視カメラを設置して管理するという事を行うこととしております。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今回、新たに市営駐車場として開始するところでなくて、竹原港の駐車場の方で国道185号線から入った部分で国と県の部分があるかと思いますが、その今の駐車状況を見ても、きちんと整理されているというようなイメージには少し疑問があるところなのですけど、ここの部分においては今の利用形態というか、何時から何時まであいているという利用の可能時間、その時間を教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 今現在、国有地部分につきましては契島の方の会社の方が材料とかを運ぶための一時的な利用として、朝契島さんの方が鍵をあけてトラックをとめて、その後閉めるといったようなそういう状況があるみたいですが、ただ日中見ると、一般車両が結構出入りしたりとかという状況もあります。ここも有料化に向けて、うちの方としては県を通じまして国と協議を行っているところでありますので、当面はこの国有地の部分については、今の一般利用に制限をかけるような形で、当然県を通じて国との話の中でそういう取組はするのですけども、そういったことで、例えば観光バスですとか、そういった関係者等の一時利用、そういったことであらゆる方向性について検討していき

たいというふうに考えております。

済みません。両方、国です。済みません。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） それで、先ほど管理の方は状況を見ながらということなのですが、答弁にもあったように、一般車両の方がそこを利用されている状況が今もあると思います。もし今後11月の利用開始に向けて、そこら部分もしっかり詰めていく計画が順調にいくのか、そこがかなりまた改善をされなくて管理がうまくいかない場合は、時間貸しの今度有料になる駐車場にとめる人が、今想定している人数の利用数が見込めないと思うのです。そちらを使わずに、あいているから日中はそこを使おうと。基本フェリーの動いている時間とか海の駅の利用ということになると、そんなに夜遅くは利用することはないと思うので、日中で例えばフェリーにのって大崎上島へ渡られる方も、無料のところがあいている時間に入ってまた閉まる前に出ていくとかということが可能な状況が今あると思うので、そこら辺についての考えはどうでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 有料化をスタートした場合、堀越委員さんおっしゃられるように、要は有料化の方へ入っていただかないと、無料の方の国有地にとめられたら何のために有料化したかわからないという状況になりますので、そこはきちんと国有地部分の管理、そこを県を通じて管理して、例えばもう車両が出入りできないようなというふうな形で調整するとかいうところで、県、国を通じてしっかりと協議したいと思います。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） であれば、今の市営駐車場になる部分と、もちろんあわせてスケジューリングはしているとは思うのですが、その部分も早目早目に動いていかないと、有料化に向けた今の取組というのが少しかすんでしまうのかなと思いますし、やはり全体で見て、そこがきちんと管理されているなというものがないといけないと思いますので、その部分もまた今後スケジュールに向けて委員会の中での説明も出てくると思いますので、委員会開催時においてはある程度具体的なスケジュール案とか交渉している過程ですとか、そういったようなものがまた求められると思いますので、そちらの準備の方もしっかりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 当然そういった進捗状況ですとか、今の駐車場の状況、そこに

つきましてはしっかりと常任委員会の方で報告の方はさせていただこうというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

副委員長。

副委員長（宇野武則君） この前ちょっと言ったように、禁止の札が1メートル間隔でずっとあるのだが、あれはいつからやっているの。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 平成24年から設置しております。

副委員長（宇野武則君） 24年。

建設課長（松岡俊宏君） はい。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） そういう事例を見ても、あなた方が言っているように、簡単にはいかないのよ。簡単にはいかないから、私が言っているように、やっぱり法的なものを、弁護士に相談して、それは明神なんかでもそうなのよ。あそこの材木置くところは県なのよ。県なのだが、あそこへ駐車場は絶対置かさないのよ、目的外使用だから。上へは置いている。上はもう毎土日になったら満タンになるぐらい置くのよ。それは、一応漁港の物揚げ場やとかそういう目的であそこへ設置しているのだから。だから、それ以外はだめなの。だから、今三好君が、あれがいけない、これがいけないというてビラ張っている。張っていても、使う者は何とも思っていない。だから、もうそれはあなた方が言うように、ちゃっちゃっちゃつとすることを聞くのなら、道路交通法で何も要らない、ビラ張っておけばいい、警察も。そうではない、置いている人間は。

だから、実際この工程表どおりやろうと思ったら、ちゃんとそういうものをやっぱり先にそこを整理して、それで有料駐車場を開店しないと、それ今意見が出たように、みんなただのところへ置くわ。

私がこの前ちょっと言ったように、30台ある、民間のが。民間の土地がすぐ直近に。18と8台と6台あるのよ。そこらへやっぱり迷惑かけるのよ、間違いなしに。ただと有料というたら、置きはしないのよ。だから、せっかく細々と民間の空き地でやっておりながら、公共施設がただでだあだあだあだあ置かせていたら、どうなるの。そんなことは常識でわかることよ。

それから、この駐車場の整理については、やっぱり前もってやって有料化に持ってい

ないと、こっちをほっておいたら、有料化にしても新町の駐車場があるが、賃貸借料が259万円で、保守料が329万8,000円ぐらいかかっている。月額が53万円、初回が51万円だ。これを何か月も先送りしたら、これ皆赤字分になるから。だから、やっぱり仕事は段取りというてよく言うのだが、やっぱりとめるところはとめて、有料化に向けてやっていかないと。おそらく民間の駐車場なんかは3,000円かぐらいだと思うのだが、あの三原の国道沿いは3,000円でやっているところがあるから。下は真砂で、あそこは行ったらすぐわかるだろう。それで、民間の駐車場と海岸保全で広げた道路のところに、駐車違反のあそこ大きな車があるわ。ああやってずっとほっておいたら、だあだあだあだあそうなる。だから、こういう工程を組んだのだから、しょうがない、やってもらわないと困るのだが。

だから、今道の駅に女の人が何人もいるのだから、あそこらの協力を頼んで、機械化を、カメラまで置いてやる方がいいか悪いかよくわからないが、今置いているところでも犯罪とかなんとかという話は聞いたことないが、そういうものを設置すればやっぱり高くつく。言いなりになる、向こうの。だから、そこらもやっぱり料金が安いかわからないが、利益が出れば下げてあげる場合もあるわけだから、だからそこらをもうちよつと段取りよくしないといけない、どっちにしても。

それで、部長に言うておくが、正副委員長の説明どおり、あなたは、この問題は内部で調整しますと言った、調整させてくれと。それが出た議案はそのままよ。そのままならそのままでやっぱり事前に言うてもらわないと、だてに正副委員長の説明を受けてるのではないのだから。一例で言ったら、竹もそうよ。この正式な委員会で1,000円だと言っただろう。そうではなかつただろう、私がそんな安くないだろうと、こう委員会で言っただ。今後、委員会では絶対でこのようなことないように、事前に連携をとって、我々もあなた方も一緒だから、竹原市をどうしようかという思いは。だから、あなた方からしたら、議会はまるのみよというような考えでやってもらっては困る。絶対に今度許さない、私は。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 答弁はいいです。

副委員長（宇野武則君） はい。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） ただいま御発言いただいた件につきましては、説明が不十分だっ

た点だったり、あるいはこちらの判断が不十分な点であったりというのがあったと思います。

今後、先ほどもお話がありましたように、スケジュールにのっかってきちっとやっていくということと、あるいは国有地の部分については、これは県を経由して国と協議ということなので、なかなか簡単にスムーズに話が通らない部分もございまして、スケジュール感がなかなか組めないところもございしますが、できるだけ早期に、今先ほどお話があったような、無料のまま置いておくということではなくて、当面は有料化をした段階でまだ話がついていなければ、先ほども申し上げたように、使用を制限するあるいは大型の観光バスであるとか、必要な場合はそういう利用を認めるということもあるかも知れませんが、何らかの形でそういうことも考えながら、できるだけ早期に国有地の方も有料化等の整理をしていくと。

あわせて、先ほど委員がおっしゃられたような、この委員会でもって順次御説明をさせていただきながら、あるいは訂正をすべき案件があれば、またその都度御報告なり、正副委員長さんの方への説明という形であれば、別途、この場でなくても説明できる場面もあると思いますので、そういった形で説明をしっかりとさせていただきながら進めていかせていただきたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

副委員長（宇野武則君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩とします。

説明員は退席していただいて結構です。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申し出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、これまでの審議課程で十分なのか、あるいはもうちょっと資料要求等がございましたら、私の方から申し入れをしますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 以上をもって本委員会の付託案件に対する質疑を終結をいたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第51号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第52号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第53号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第54号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第55号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第56号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第57号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第58号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第59号財産の無償貸付けについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いただきました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調

整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退席をお願いします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申し出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。その他、委員の皆様におかれまして継続審査、調査について御意見なり御要望等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生産業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時32分 閉会